

産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売り場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

（変更前）駐車場一 四十二台

駐車場二 百二十台

駐車場三 百九十九台

合計 三百六十一台

（変更後）駐車場一 四台

駐車場二 百五十一台

駐車場三 百九十九台

駐車場四 四十七台

駐車場五 百二十五台

合計 五百二十六台

イ 駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図面三に記載のとおり

（変更後）届出書添付図面四に記載のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所

（変更後）八箇所

4 変更年月日

令和七年十月七日

二 届出年月日

令和七年二月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年二月十八日から同年六月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課